



まちづくりに参加しませんか

☎ 企画課企画調整係 (市役所 2 階 ☎23-3331 内線212~214・218)

環境審議会委員募集

内容 市が策定した環境白書の内容や環境白書に対して提出された意見書に関する審議・検討・意見交換

募集人数 3人

任期 4月1日～平成30年3月31日

☎ 環境衛生課環境衛生係

(第2庁舎 ☎内線542、☎23-1084)

✉ : kankyuu@city.date.hokkaido.jp)

健康づくり推進協議会委員募集

内容 市民の総合的な健康づくり対策を推進するための重点事業の審議

募集人数 1人

任期 4月1日～平成30年3月31日

☎ 保健センター予防係

(☎内線632、☎25-3325)

✉ : hoken@city.date.hokkaido.jp)

上下水道事業経営審議会委員募集

内容 上下水道事業に関する重要事項の審議や経営に関する基本的事項について市長への意見の陳述など

応募資格 上下水道受益者

募集人数 5人程度

任期 4月1日～平成30年3月31日

☎ 下水道課総務係

(市役所 3 階 ☎内線423、☎21-2170)

✉ : gesuido@city.date.hokkaido.jp)

共通

応募期限 3月15日(火)

応募方法 住所・氏名・電話番号・年齢・職業・性別・応募動機を書いて、持参・郵送・FAX・メールで担当に提出(書式自由)

その他

選考は、まちづくり人材バンク登録者を含め、男女の比率、年齢構成、お住まいの地域などを考慮して行います。

※平成27年度に市民意見の募集を予定していた「市雪みち計画(案)について」は、平成28年度に延期になりました

保険証

4月1日から、入院したときの食事代が変わります

☎ 保険医療課国民健康保険係 (市役所 1 階 ④番窓口 ☎23-3331 内線281・284~286)

☎ 保険医療課医療給付係 (市役所 1 階 ③番窓口 ☎23-3331 内線280・287)

入院した時の食事代は、診療や薬の費用とは別に、1食分として決められた標準負担額を自己負担し、残りは国保や後期高齢者医療が負担しますが、入院と在宅療養の負担の公平等を図る観点から自己負担額を段階的に引き上げるよう法律が改正されました。

このため4月から、住民税課税世帯の方が入院したときの食事代が1食260円から1食360円になります。これから入院の予定がある方は、お間違えのないようご注意ください。

次の方の負担額は据え置きです。

- 低所得者、指定難病、小児慢性特定疾病の方
- 既に1年を超えて精神病床に入院している方



所得区分			標準負担額 (1食あたり)
住民税課税世帯 (下記以外の人)			260円 →360円
住民税非課税世帯か、低所得者Ⅱ	過去12カ月の入院日数	90日まで	210円
		90日以上	160円
低所得者Ⅰ			100円

交通事故にあったらご連絡を!

交通事故など第三者から被害を受けたとき、本来は加害者が被害者の医療費を負担することになりますが、保険証を掲示することで国保や後期高齢者医療が立て替えることができます。

このとき、国保や後期高齢者医療は過失割合に応じて加害者へ医療費を請求することになりますので、交通事故などで医療機関を受診したときは必ずご連絡ください。



知ってください「マイナンバー」

☎ 市民課市民係（市役所 1 階①番窓口 ☎23-3331 内線 276・282）

マイナンバーカードの交付（申請された方）

マイナンバーカードの交付を申請された方には、準備ができた方から順次交付通知書を郵送しています。

交付通知書が届いたら、交付通知書に署名押印し、通知カード、住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）、本人確認書類を持参して来庁してください。

また、本人確認を厳格化するために、その場で申請者の顔を撮影し、マイナンバーカードに添付された顔写真と申請者が同一人物であるか、顔認証システムで照合しますので、ご協力をお願いします。撮影した画像はこの照合にのみ利用し、保存はしません。

受け取りのときに暗証番号を設定していただきますので、時間に余裕をもってご来庁ください。

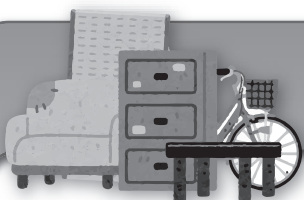
- マイナンバーカードの申請は任意（希望者のみ）です。
- マイナンバーカードの申請に期限はありませんので、いつでも申請できます。
- マイナンバーカードの有効期限は、20歳未満の方が発行から5回目の誕生日、20歳以上の方が発行から10回目の誕生日まで

マイナンバーが必要なのはこんなとき

- 国民健康保険、後期高齢者医療、医療費助成、児童手当、保育所の入所手続きのときに市役所の窓口でマイナンバーを提示します。
- 保険会社などにマイナンバーを提示して、法定調書などに記入します。
- 勤務先にマイナンバーを提示して、源泉徴収票などに記載します。

マイナンバー制度に関する問い合わせ先

- コールセンター（☎0570-20-0178）
- ホームページ
（<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>）
- 政府広報オンライン
（<http://www.gov-online.go.jp>）



守ろう！ごみ出しルール

☎ 環境衛生課環境衛生係（第2庁舎 ☎23-3331 内線548）

大型ごみの出し方

ごみ袋に入らない大きさのごみは、「ごみ処理券」を直接捨てる物に貼り付けてごみステーションに出します。

大型ごみは燃えないごみの収集日に収集しますので、当日の朝にごみステーションに出してください。

大型ごみを出すときの注意点

- ごみ処理券の盗難や他の利用者の迷惑になるのを避けるため、必ず収集日当日にごみステーションに出してください。
- 「ごみ袋」を捨てる物に貼り付けても収集しません。必ず「ごみ処理券」を貼り付けてください。

困っています

引越越しなどで大量にごみを出し、ごみステーションがいっぱいになると、他の人がごみを出せなくなります。

大量にごみが出るときにはご自身で直接処理場に持ち込むか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。

集団回収実施団体の登録申請

市では資源の有効化を図るためリサイクルを推進していて、「集団回収実施団体」登録済みの団体に資源物回収のための助成金を交付しています。

実施団体の登録を受け付けていますので、希望する団体は申請してください。

対象団体 自治会、自治会女性部、子ども会、老人クラブ、学校PTA、その他住民団体（営利が目的の団体を除く）

助成対象品目 紙類、ビン類

助成額

対象品目の回収実績の重量 1kgあたり 3円

登録方法 「集団資源回収実施団体届出書」を担当課に提出してください。新規届出団体には届出書を郵送しますので、担当課にご連絡ください。